

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会 (書面協議)

日時 令和3年12月7日(火)
～令和3年12月21日(火)

議 事

第1号議案 新庁舎建設工事に伴う「大和郡山市役所」停留所の移設と
これに伴う元気治道号の運行経路変更について

第2号議案 大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱の改正について

第1号議案

新庁舎建設工事に伴う「大和郡山市役所」停留所の移設と これに伴う元気治道号の運行経路変更について

標記の件について、当市新庁舎建設工事に伴い、令和4年5月以降令和5年6月まで一時的に市庁舎南側が封鎖される（別添1参照）ため、この期間中コミュニティバス「大和郡山市役所」停留所を奈良交通路線バス「郡山市役所」設置場所へ移設すること、および移設に伴って元気治道号の運行経路の変更（別添2-1～4参照）について、協議会の承認を求めます。

なお、事務局で検討した他の候補地との比較（別添3）も添付しております。

1.1. 建替計画

□建替計画

- 1 先行解体、受水槽整備 2020年(H32)1月～2020年4月
- 2 既存庁舎北側解体 2020年(H32)4月～2020年7月
- 3 新庁舎棟・倉庫棟建設 2020年(H32)8月～2022年3月
- 4 既存庁舎南側解体 2022年(H34)5月～2022年9月
- 5 交流棟建設・外構整備 2022年(H34)9月～2023年6月



STEP1:
敷地北側の既存倉庫等を先行解体します。
敷地北側に受水槽を整備します。

STEP2:
既存庁舎北側、既存倉庫等を解体します。

STEP3:
新庁舎棟と倉庫棟を建設します。

STEP4:
庁舎機能を新庁舎棟へ移動し、既存庁舎南側を解体します。

STEP5:
交流棟を建設し、外構を整備します。

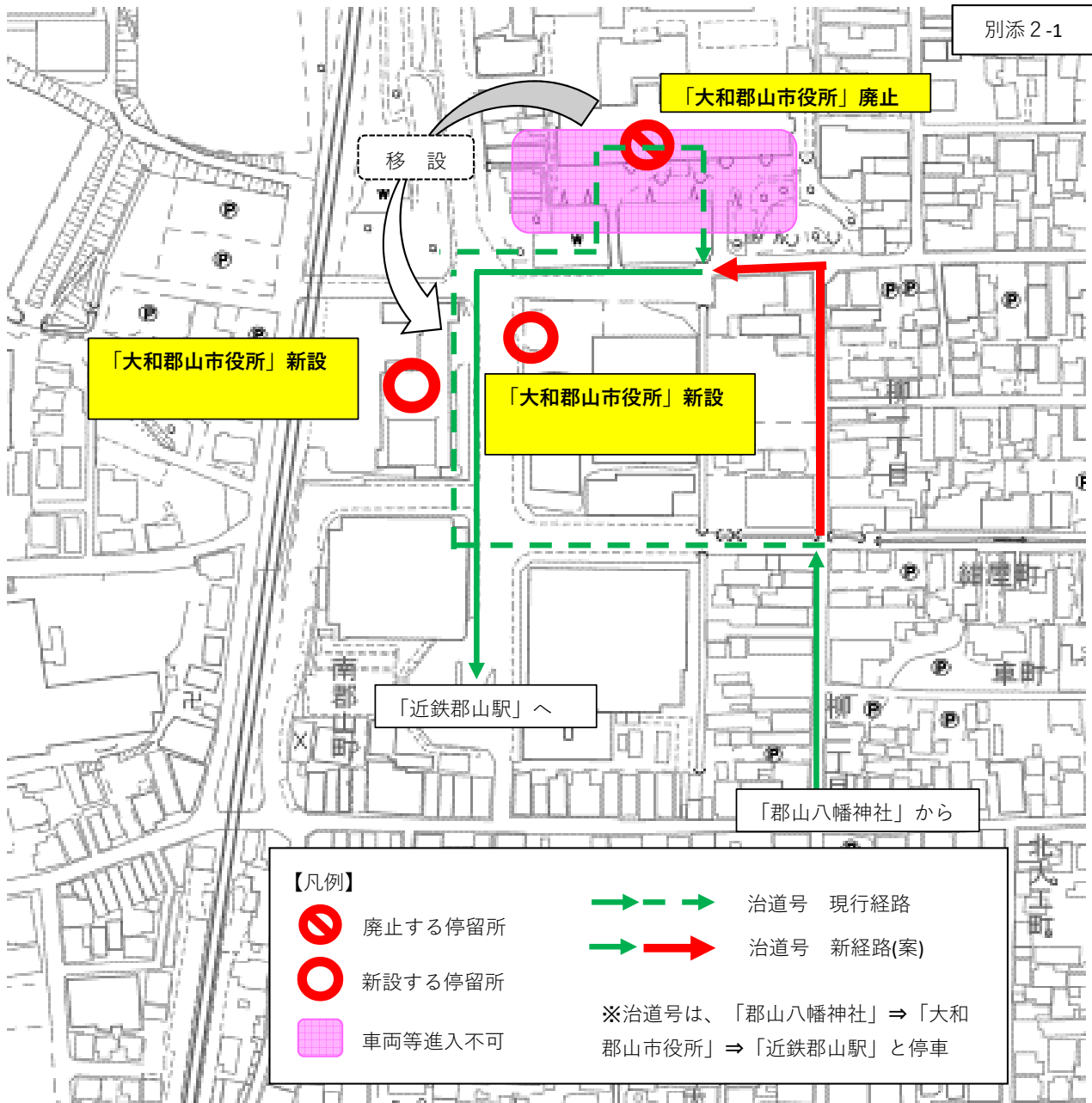
※新庁舎棟完成までは車両動線・歩行者動線は基本南側からのみとなります。

工事中進入不可

□事業スケジュール



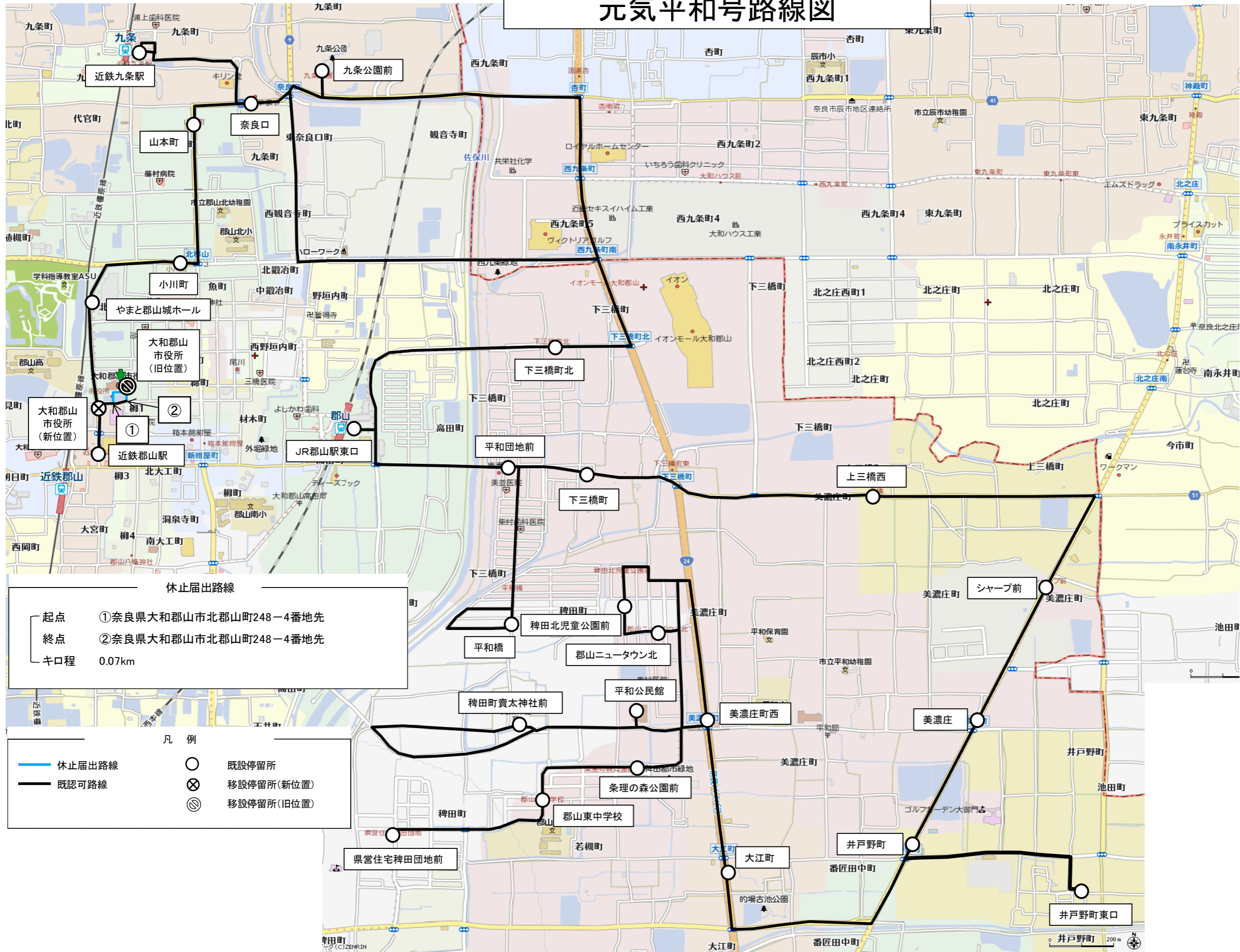
R4.5～R5.6



元気城下町号路線図



元気平和号路線図

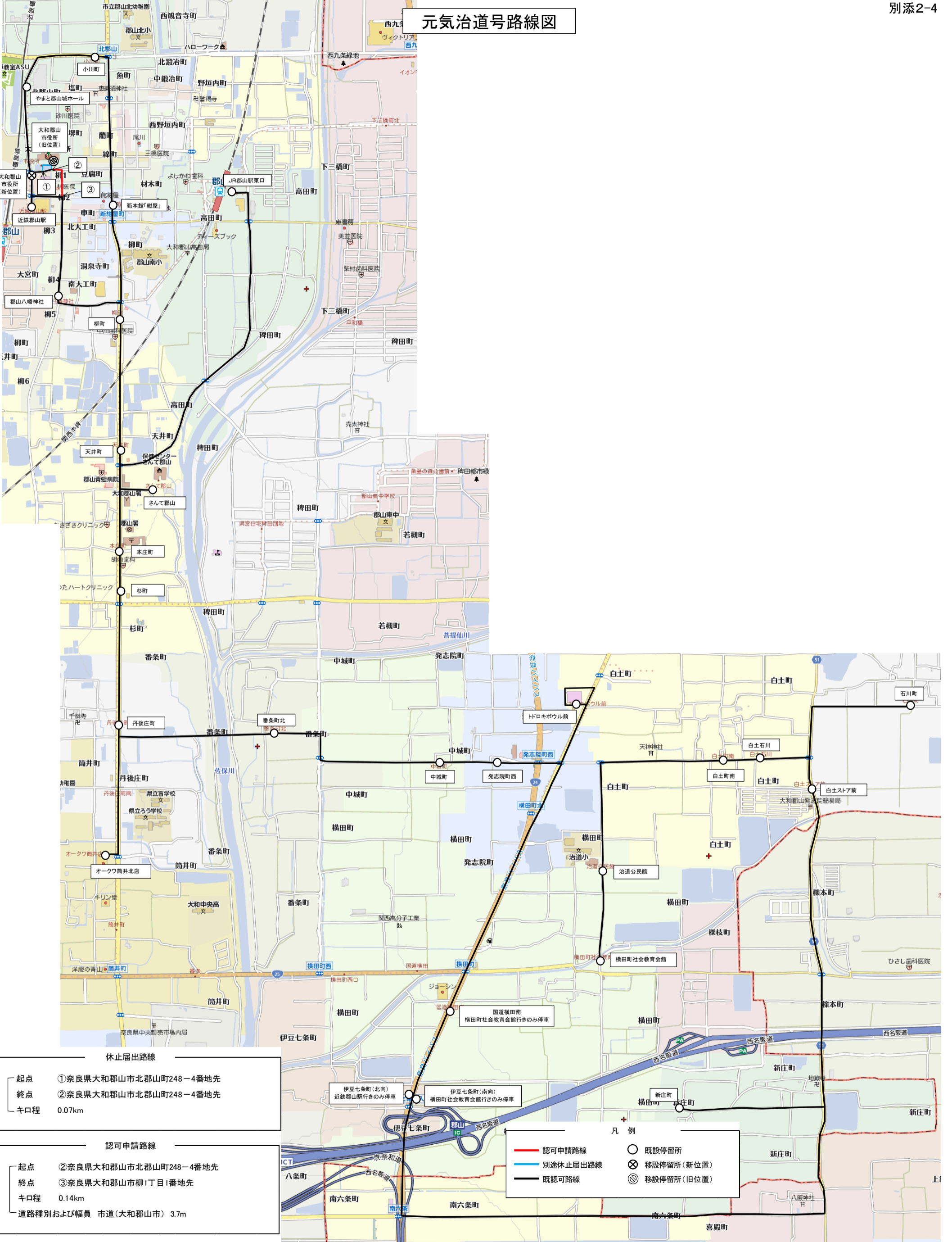


休止届出路線

起点 ①奈良県大和郡山市北郡山町248-4番地先
 終点 ②奈良県大和郡山市北郡山町248-4番地先
 キロ程 0.07km

- 凡例**
- 休止届出路線
 - 既認可路線
 - 既設停留所
 - ⊗ 移設停留所(新位置)
 - ⊙ 移設停留所(旧位置)

元氣治道号路線図



休止届出路線

起点 ①奈良県大和郡山市北郡山町248-4番地先
 終点 ②奈良県大和郡山市北郡山町248-4番地先
 キロ程 0.07km

認可申請路線

起点 ②奈良県大和郡山市北郡山町248-4番地先
 終点 ③奈良県大和郡山市柳1丁目1番地先
 キロ程 0.14km
 道路種別および幅員 市道(大和郡山市) 3.7m

凡例

- 認可申請路線
- 別途休止届出路線
- 既認可路線
- 既設停留所
- ⊗ 移設停留所(新位置)
- ⊙ 移設停留所(旧位置)

候補地	メリット	課題
奈良交通「郡山市役所」	運用実績のある停留所であり、使用にあたり支障が少ない	市役所入口まで、現停留所より遠くなる 治道号にて経路を変更する必要
三の丸会館駐車場	治道号の運行経路を変更しないで済む	車両高が、場内制限高を超える 会館休業日等の駐車場閉鎖期間への対応 市役所入口まで、現停留所より遠くなる
新庁舎地下公用車駐車場 ※工事期間中は一般利用者用に開放	新庁舎敷地内の停留所のため利便性は高い	バスの停車スペースがない (乗降中、一般利用者の通行を妨げる) 地下駐車場へ急な傾斜を降る必要がある
庁舎西側道路沿い	新庁舎入口に近い	道路上へ停留所の新設は安全性の懸念あり (北行き利用者が道路を横断する恐れ) 治道号について、南向き停留所を利用するために、八幡神社出発後、城ホールあたりまで北に大回りする必要

第2号議案

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱の改正について

標記の件について、協議会への代理出席はこれまでも認められているところですが、要綱上において取扱いを明確にするため、次項のとおり代理出席を認め、これを委員の出席とみなす規定を追記する改正（別添4、改正は赤字部分）を行うことについて、協議会の承認を求めます。

なお、改正時期については次回協議会開催までの間を予定しております。

○大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の規定に基づき、大和郡山市における住民の生活に必要な輸送の確保及び公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、この協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）に規定する協議会の性格を有するものとする。

（所掌事項）

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 市における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 法第 5 条に掲げる計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (5) 法第 5 条に掲げる計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 法第 5 条に掲げる計画に基づく事業の実施に関する事項
- (7) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

（構成員）

第 3 条 協議会は、委員 15 名以内をもって構成するものとする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者
- (4) 公益社団法人奈良県バス協会及び一般社団法人奈良県タクシー協会

- (5) 地域住民の代表者又は輸送サービスの利用者で市長が認める者
- (6) 奈良運輸支局長
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 奈良県地域交通政策担当課長
- (9) 郡山土木事務所長
- (10) 郡山警察署長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、市長又はその指名する者を充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(協議会の運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前4項の規定にかかわらず、協議会は、会長が迅速な審査のために必要があると認めるとき、特に緊急の必要があると認めるとき、簡易な事項で会議を開く必要がないと認めるときその他特別の事情があると認めるときは、文書その他の方法による審議とすることができる。

- 6 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は原則として公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金、諸収入をもって充てる。

(監査)

第9条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、これを支給しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(大和郡山市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

大和郡山市地域公共交通会議設置要綱は廃止とする。

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会委員名簿

参考資料

R3.10.20 現在

	所属団体名	役職	氏名	備考
1	大和郡山市	市長	上田 清	会長
2	大和郡山市自治連合会	会長	植村 俊博	副会長
3	大和郡山市平和地区自治連合会	副会長	西畑 重夫	委員
4	大和郡山市治道地区自治連合会	会長	西本 欣司	委員
5	一般社団法人 奈良県タクシー協会	専務理事	葛城 滝男	委員
6	公益社団法人 奈良県バス協会	専務理事	井上 景之	委員
7	奈良交通株式会社	乗合事業部 経営路線グループ 部長	大西 秀樹	委員
8	近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	澤島 弘幸	委員
9	奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	今西 宏	委員
10	奈良県県土マネジメント部 リニア推進・地域交通対策課	課長	通山 雅司	委員
11	奈良県郡山土木事務所	所長	篠田 隆三	委員
12	郡山警察署	署長	青野 秩之	委員

(事務局)

大和郡山市総務部	部長	八木 謙治
大和郡山市企画政策課	課長	辻井 和也
〃	課長補佐	小鯛 太一
〃	課員	西田 和弘